

### Ⅲ 調 査 票

## 【人権に関する意識について】

長野県では、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、「長野県人権政策推進基本方針」に基づき施策を実施しております。

つきましては、人権に関する県民の皆様の意識などについて伺います。

問1 あなたは日常生活において他者の人権を尊重していますか。(〇は1つ)

- ① している    ② 少ししている    ③ どちらともいえない    ④ あまりしていない    ⑤ していない

問2 人権に関わる次のことがらについて、あなたの身の回りで起きている身近なものはどれですか。(〇はいくつでも)

- ① 女性に関すること  
② 子どもに関すること  
③ 高齢者に関すること  
④ 障がい者に関すること  
⑤ 同和問題に関すること  
⑥ アイヌの人々に関すること  
⑦ 外国人に関すること  
⑧ HIV感染者等に関すること  
⑨ ハンセン病患者・元患者等に関すること  
⑩ 刑を終えて出所した人に関すること  
⑪ 犯罪被害者等に関すること  
⑫ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関すること  
⑬ ホームレスに関すること  
⑭ LGBTQ(※)等の性的少数者に関すること  
⑮ 人身取引(性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引)に関すること  
⑯ 中国帰国者(永住帰国した中国残留邦人等)に関すること  
⑰ プライバシー保護の問題に関する問題  
⑱ 東日本大震災等の災害発生に伴う人権問題に関すること  
⑲ 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題(不当な取扱いや誹謗中傷) ⇒問3へ  
⑳ インターネットによる人権侵害  
㉑ その他(具体的に: )  
㉒ 特にない

※LGBTQ…女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、異性も同性も好きになる人(バイセクシュアル)、生物学的な性と性自認が異なる人(トランスジェンダー)、性自認や性的指向が明確でない人(クエスチョニング)の略。

**問3** 問2で「⑩新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」を選ばれた方に伺います。新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について、あなたの身の回りで起きていることは何ですか。(〇はいくつでも)

- ① 医療関係者など特定の職業に従事する者に対する不当な取扱い
- ② 県外往来者に対する嫌がらせや誹謗中傷
- ③ インターネットによる誹謗中傷
- ④ 外国人に対する不当な取扱い
- ⑤ ワクチン未接種者に対する不当な取扱い
- ⑥ その他(具体的に: \_\_\_\_\_ )

**問4** 次のうち、見聞きしたことのある相談窓口を全てあげてください。(〇はいくつでも)

- ① 長野県人権啓発センター・・・・・・・・・・・・・・【TEL:026-274-3232(人権相談専用)】
- ② 新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:026-235-7100】
- ③ 長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」・・・・・・ 【#8891(短縮ダイヤル)】
- ④ 長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」・・・・・・【TEL:0266-22-8822(相談・面談予約専用)】
- ⑤ みんなの人権110(全国共通ダイヤル)・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:0570-003-110】
- ⑥ 子どもの人権110(全国共通ダイヤル)・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:0120-007-110】
- ⑦ こども支援センター・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:0800-800-8035(こども専用ダイヤル)】
- ⑧ 女性の人権ホットライン(全国共通ダイヤル)・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:0570-070-810】
- ⑨ 女性相談センター・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:026-235-5710(相談専用)】
- ⑩ 外国語人権相談ダイヤル(全国共通ダイヤル)・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:0570-090911】
- ⑪ 長野県多文化共生相談センター・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:026-219-3068】
- ⑫ 障がい者総合支援センター・・・・・・・・・・・・・・ 【県内33カ所に設置】
- ⑬ どれも知らない

## 【県政の広報について】

県では、「エシカル消費」をテーマに、11月末から「広報紙」、「テレビCM」、「YouTube広告」、「インターネット広告」による広報活動を実施しています。  
つきましては、今後の県政広報の参考とするため、以下について伺います。

問5 令和3年12月5日（日）の新聞折込により、「長野県広報紙 県からのたより」を配布しましたが、ご覧になりましたか。（〇は一つ）

※折込対象新聞：信濃毎日新聞、読売新聞、長野日報、中日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、産経新聞

- ① 読んだ
- ② 届いたが読んでいない
- ③ 届いたことに気が付かなかった
- ④ 折込対象の新聞を購読していないため、届いていない



※長野県広報紙 県からのたより 表紙

問6 令和3年11月末から以下のCM動画をテレビで放送していますが、ご覧になりましたか。（〇は一つ）

- ① 見た
- ② 見ていない、または覚えていない

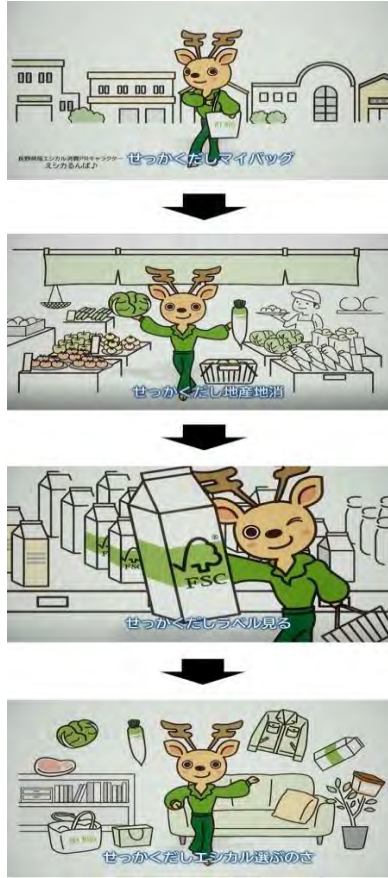
※CM動画イメージ画像



問7 令和3年11月末から以下のCM動画をYouTube広告で配信していますが、ご覧になりましたか。(〇は一つ)

- ① 見た
- ② 見ていない、または覚えていない

※CM動画イメージ画像



問8 令和3年11月末から以下のインターネット広告を実施していますが、ご覧になりましたか。(〇は一つ)

- ① 見た
- ② 見ていない、または覚えていない

※インターネット広告のイメージ画像



画像をクリックすると専用ページへ



問9 広報紙、CM動画、インターネット広告の1つでも「読んだ」や「見た」を選ばれた方に伺います。その内容に興味を感じましたか。(〇は一つ)

- ① 非常に興味を感じた
- ② やや興味を感じた
- ③ 興味を感じなかった

問10 広報紙、CM動画、インターネット広告の1つでも「読んだ」や「見た」を選ばれた方に伺います。エシカル消費に対してどのように思いましたか。(〇はいくつでも)

- ① 既実践していたエシカル消費の行動を継続しようと思った
- ② 環境に配慮した消費行動を実践しようと思った
- ③ 人・社会に配慮した消費行動を実践しようと思った
- ④ 地域に配慮した消費行動を実践しようと思った
- ⑤ 健康に配慮した消費行動を実践しようと思った
- ⑥ 何も思わなかった
- ⑦ その他 ( )

## 【消費生活に関する意識について】

県では、第2次長野県消費生活基本計画（※1）（平成30年度～令和4年度）に基づき、公正で持続可能な消費社会を目指し、消費者の権利の確立と擁護と県民の消費生活における自立支援に取り組んでおります。また、より安全・安心な消費社会づくりを進めるため、第3次長野県消費生活基本計画の策定に向けた検討を行っております。

つきましては、消費活動に関する皆様の意識などについて伺います。

（※1）長野県消費生活基本計画とは  
長野県消費生活条例第3条の規定により、県民及び関係機関の参加、協働による総合的な施策を推進するため策定するものです。

問11 県では、安全・安心な消費生活を確保するため、以下の施策に取り組んでいます。今後、より力を入れてほしいと思うものを選んでください。（〇はいくつでも）

- ① 消費者事故情報の提供
- ② 物価の価格監視
- ③ 悪質事業者への指導・処分
- ④ 不適切な表示の検査・指導
- ⑤ 学校・地域・職域等における消費者教育の推進・人材育成
- ⑥ 特殊詐欺被害防止対策
- ⑦ 多重債務者対策
- ⑧ 消費者行政における施策や取組の広報
- ⑨ 身近な市町村での相談体制の整備
- ⑩ 消費生活相談員の専門性向上
- ⑪ その他（ ）
- ⑫ 特にない

問12 消費生活に関するトラブルに「あった」又は「あいそうになった」時、どこに相談しましたか。当てはまるものを選んでください。（〇はいくつでも）

- ① 消費者ホットライン（電話番号188）
- ② 県の消費生活センター（北信、中信、南信、東信の4ヶ所）
- ③ 身近な市町村の相談窓口
- ④ 警察（相談専用番号 #9110、最寄りの交番など）
- ⑤ 家族、親族、友達等身近な人
- ⑥ 消費者の会などの消費者団体
- ⑦ 弁護士（無料の弁護士相談会等を含む）等の専門家
- ⑧ 企業のお客さま相談窓口
- ⑨ 相談していない
- ⑩ トラブルにあった、あいそうになったことはない
- ⑪ その他（具体的に ）

→ 問13へ

問13 問12で、⑨を選ばれた方に伺います。相談しなかった理由で、当てはまるものを選んでください。（〇はいくつでも）

- ① どこに相談していいか分からなかったから
- ② 相談窓口の受付時間内に相談するのが難しかったから
- ③ 人に知られたくない内容だったから
- ④ 自分で調べて解決できたから
- ⑤ 誰かに相談する程のことではないと思ったから
- ⑥ 解決は無理だと考え諦めたから
- ⑦ メールやSNSでの相談ができないから
- ⑧ その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

問14 消費生活に関する情報について伺います。日常生活の中で、知りたいと思う情報を選んでください。（〇はいくつでも）

- ① 消費生活に関する行政の施策や取組み、講座や催し等のイベント開催情報
- ② 消費生活に役立つ法律や制度
- ③ 消費者問題に関する相談窓口
- ④ 悪質商法等の手口や消費者被害、トラブルへの対処方法
- ⑤ 商品・サービスの安全性や商品等のリコール情報
- ⑥ 消費生活に役立つ衣食住などの基礎知識や、環境にやさしい暮らし方
- ⑦ 家計管理などのライフプランや資産形成に関する基礎知識
- ⑧ 消費者問題に取り組む市民団体等の活動
- ⑨ その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）
- ⑩ 特にない



## 【自転車の利活用、保険加入等について】

長野県では、「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」に基づき、自転車事故のない安全で安心な県民生活の確保や、本県の特長を生かした健康増進、環境負荷低減、観光振興に資する自転車の利用促進を図っています。

つきましては、自転車の利用状況や自転車損害賠償保険等（※）への加入状況などについて伺います。

(※)自転車損害賠償保険等への加入について

県では、令和元年10月から、県内で自転車を利用する際の自転車損害賠償保険等への加入を義務化しました。(罰則無し)

自転車損害賠償保険等とは、万が一、自転車事故が発生したときに、事故の相手方の生命や身体に生じる損害を確実に補償するための保険・共済です。

なお、自転車事故のみを補償する保険の他にも、自動車任意保険や火災保険等の特約付帯により保障されている場合があります。

問15-1 自転車の利用（シェアサイクル、レンタルサイクルを含みます。）と自転車損害賠償保険等の加入についてあなたの状況に近いものを選んでください。（1つ）

①自転車を利用する

→問15-2 自転車損害賠償保険等に加入していますか。当てはまるものを選んでください。（自転車本体に掛けられる保険や、回答者本人が補償対象者となる保険（共済）契約等を含みます。）（1つ）

- (1) はい
- (2) いいえ
- (3) わからない

②自転車を利用しない

問16 自転車損害賠償保険等の加入率の向上に必要なだと思うものを選んでください。（いくつでも）

- (1) 自転車損害賠償保険等の情報提供を拡充する
- (2) 安価な料金で加入できる保険の増加
- (3) 簡単な手続きで加入できる保険の増加
- (4) 未加入者への罰則規定を設ける
- (5) その他（ ）

問17 問15-1で①自転車を利用するに回答された方に伺います。ヘルメットの所有状況と自転車利用時のヘルメットの着用についてあなたの状況に近いものを選んでください。（1つ）

- ① 所有しており、必ず着用している。
- ② 所有しており、利用状況（夜間や遠出等）に応じて着用している。
- ③ 所有しているが、着用していない。
- ④ 所有していないが、ヘルメットの着用は必要だと考える。
- ⑤ 所有しておらず、ヘルメットの着用は必要ではないと考える。

問18 自転車事故を減らすために必要だと思うことを選んでください。（いくつでも）

- ①啓発活動や学校等における交通安全教育の推進
- ②安全性の高い自転車の普及促進
- ③指導や取締りの強化
- ④自転車通行空間の整備促進
- ⑤違反行為の厳罰化
- ⑥その他（ ）
- ⑦特にない